

別表（第6条関係） 政務活動費使途基準

項目	内 容	※ 使途の例示
調査研究費	議員が行う市の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に関する経費	資料印刷費、調査委託費、 文書通信費、交通費、 宿泊費等
研 修 費	議員が研修会を開催するために必要な経費、団体等が開催する研修会の参加に要する経費	講師謝金、会場費、交通費、 宿泊費、文書通信費、 参加費等
広 報 費	議員が行う活動、市政について住民に報告するために要する経費	広報紙・報告書等印刷費、 会場費、茶菓子代、 文書通信費等
広 聴 費	議員が行う住民からの市政及び議員の活動に対する要望、意見の聴取、住民相談等の活動に要する経費	資料印刷費、会場費、 茶菓子代、文書通信費等
要請・陳情 活動費	議員が要請、陳情活動を行うために必要な経費	資料印刷費、文書通信費、 交通費、宿泊費等
会 議 費	議員が行う各種会議、団体等が開催する意見交換会等各種会議への議員の参加に要する経費	会場費、資料印刷費、 交通費、宿泊費、 文書通信費、参加費等
資料作成費	議員が行う活動に必要な資料の作成に要する経費	印刷製本代、翻訳料等
資料購入費	議員が行う活動に必要な図書、資料等の購入に要する経費	書籍購入費、 新聞雑誌購読料、 有料データベース利用料等
人 件 費	議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費	給料、手当、賃金等
事務所費	議員が行う活動に必要な事務所の設置、管理に要する経費	事務所の賃借料、 維持管理費、文書通信費等
その他の経費	上記以外の経費で政務活動のために必要な経費	